

放課後児童健全育成事業所 運営主体各位

横浜市こども青少年局
放課後児童育成課長

緊急事態宣言を踏まえた放課後児童健全育成事業の対応について（通知）
＜新型コロナウイルス感染症関連通知 その16＞

日頃から、本市の放課後施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和2年4月7日に新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言が、神奈川を含む7都府県に出され、これに基づき、県において「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（以下実施方針）」が示されました。

実施方針に基づき、県からは、当面は、外出抑制を最優先に取り組むこととし、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業所）を含む日常生活の維持に必要な事業活動については、感染防止対策に留意の上、引き続き事業の継続を求める旨が示されました。

一方、4月7日付の国からの事務連絡では、緊急事態宣言後の保育所等の対応について、都道府県から放課後児童健全育成事業所の使用の制限等が要請されていない場合においても、市町村は、規模を縮小して実施することを検討するとされ、この場合には、感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対し、市町村の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることなどが考えられると示されています。

県の基本的な考え方及び国の事務連絡を踏まえ、本市としての対応は、以下のとおりです。

1 放課後児童健全育成事業所の対応方針（4月8日（水）～5月6日（水））

原則として開所します。

併せて、一層の感染拡大防止のため、クラブを利用せずに、家庭で過ごすことが可能な場合においては、期間中（令和2年4月8日から5月6日まで）は、保護者に利用を控えるようお願いすることとします。

ただし、クラブの判断で利用希望者がいるのにもかかわらず閉所したり、利用を断ることのないよう、ご注意ください。

(1) 放課後キッズクラブ

原則として開所（区分2のみ）します。（詳細は別紙1「キッズクラブの対応と留意事項」のとおり）

(2) 放課後児童クラブ

原則として開所します。

※長期休業期間中に準じた開所については、クラブの状況に応じて判断してください。

※学校による緊急受入れの対象となる条件に合致するご家庭に対しては、その利用を保護者に求めるなどの柔軟な対応をお願いします。

(3) 利用料について

期間中（4月8日～5月6日）、クラブの利用を控えた方の利用料については、内閣府が示した「令和2年度補正予算（案）の概要」にあるとおり、日割りの利用料を返還していただきます。本市としては、国が実施する財政支援策の基準に沿って、利用料の返還相当額を支援することになります。また国から上限額や対象範囲等の詳細は示されていないので、詳細が判明しましたら、改めてご連絡します。各クラブにおかれましては、期間中の児童の利用状況の記録をお願いいたします。

2 緊急事態宣言の発令に伴う市立小学校の対応

(1) 一斉休業期間：4月8日（水）～5月6日（水）まで

(2) 緊急受入れ実施期間：4月8日（水）～5月6日（水）まで 土日・祝日除く
※緊急受入れの対象は、1年生～4年生、個別支援学級の児童、保護者等から障害等により支援が必要であることなどを理由として、受入れの申し出があった5、6年生の児童

なお、1年生については、学校に初めて通うことになるため、緊急受入れを利用する場合、発達の段階等に応じて、原則、保護者等が送迎を行うなどの配慮を求めています。

(3) 緊急事態宣言の発令を受け、当面の間、「登校日」は実施を見合わせることでなりました。（校庭開放は予定通り実施）

<添付資料>

別紙1 キッズクラブクラブでの対応と留意事項(令和2年4月9日)

別紙2 新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言への対応について(令和2年4月7日 次育第 1076 号)

別紙3 緊急事態宣言の発令に伴う市立学校における一斉臨時休業について(通知)(令和2年4月8日 教小企 155 号)

別紙4 保護者への周知文

別紙5 緊急事態宣言を踏まえた放課後児童健全育成事業の対応について(依頼)(令和2年4月8日 こ放第 77 号)

別紙6 事業者向けFAQ(4月9日更新)

こども青少年局放課後児童育成課
放課後キッズクラブ担当
TEL：671-4068・671-4152
放課後児童クラブ担当
TEL：671-4446